

上下水道料金が変わります

水道料金と下水道使用料のあり

方については、水道料金等審議会
および下水道使用料等審議会に諮
問し、各審議会から水道料金・下
水道使用料の引き上げについての
答申を本年6月に受けました。

下水道使用料は答申どおり平成
23年4月から、水道料金は、昨今
の厳しい地域の経済状況等を考慮
し、実施の時期を答申より1年遅
らせ平成24年4月からとし、この
条例改正が9月定例市議会で議決
されました。

上下水道局では、今後も皆さん
に、安心、安全な水道水を安定し
て供給していくとともに、下水道
事業も含め、維持管理の効率化や
安定した経営に努めていきます。
また、下水道未整備地域の皆さんに少しでも早く、水洗化による
快適な生活が提供できるよう整備
に努めていきますので、ご理解・
ご協力をお願いします。

水道料金 平成24年6月検針分から

水道は、日常生活に欠く
ことのできない重要なライ
フラインです。水道事業で
は、安心、安全な水を安定
して供給するために、クリ
プトスポリジウム（病原性
微生物）対策や赤水対策等
の水質の改善、また、地震、
洪水、水害等の多様な災害
への対策、幹線管路の整備、
県水道用水の受水による安
全・安定給水対策等、さま
ざまな事業に取り組んでい
ます。

また、事業開始から50年

以上が経過し、今後は老朽
化した施設の更新にも取り
組まなければなりません。
水道事業は、市民の皆さんからいただく水道料金に
よって運営していますが、
今後は、人口の減少などに
より使用水量の伸びを期待
することは難しく、非常に
厳しい経営環境になること
が予測されます。こうした
状況から今回、料金改定を
行うことにしました。

なお、簡易水道事業の料
金も同様に改定します。

【改定のポイント】

- ①水道料金を平均 9.68%引き上げます。
- ②現行の料金表は、一部の金額が給水原価（水道水 1m³を生産し、給水するまでにかかる費用）を下回っている状況であり、この部分の引上げ率を大きくし、より経費に見合った料金とするようにしました。
- ③使用水量が多くなるほど単価が高くなる現在の料金体系において、従量料金における最小料金と最大料金の割合（逓増度）の縮小を図ります。

新しい水道料金（1か月）（消費税込み）

□ 径	水量範囲					
	基本料金	従量料金 (m ³ 当り)				
	8 m ³ まで	8 m ³ を超え 16 m ³ までの分	16 m ³ を超え 25 m ³ までの分	25 m ³ を超え 50 m ³ までの分	50 m ³ を超え 100 m ³ までの分	100 m ³ を超える もの
13mm	1,102.5 円	138.6 円	151.2 円	166.95 円	201.6 円	207.9 円
20mm						
25mm						
30mm	1,732.5 円	174.3 円	181.65 円	187.95 円		
40mm	1,806 円					
50mm	2,383.5 円					
75mm	2,824.5 円					
100mm	3,276 円					
150mm	9,019.5 円					
200mm	18,658.5 円					

おたすね

水道営業課
TEL ②3511

下水道使用料 平成23年6月検針分から

下水道は、快適な生活環境の確保や公共用水域の水質保全といった重要な役割を持っています。

しかし、現在の汚水処理人口普及率は71・3%であり、下水道整備を待ち望んでおられる地域がまだまだ多く残っています。

下水道事業の経費としては、維持管理費、建設事業費、公債費（借入金の元利償還費）があ

り、これに対する収入としては、使用料、国・県補助金、受益者負担金、市債、一般会計繰入金となっています。（図1）

下水道の管理運営費（維持管理費と公債費）は、使用者負担が原則ですが、公共下水道では必要額の5割程度しか使用料収入がないため、一般会計からの繰入金で補っているのが現状です。

今後の下水道事業財政計画では、普及に伴う管理施設の増加や、施設・機械設備の老朽化による更新など維持管理費の増加と、平成21年度末現在借入金残高が411億円に達している公債費の増加により、ますます一般会計からの繰入金の増加が見込まれます。

農業・漁業集落排水事業会計及び浄化槽事業会計でも同様な状況にあります。今回の使用料改定では、必要な収入の5割程度を使用料で確保できるよう見込んでいます。

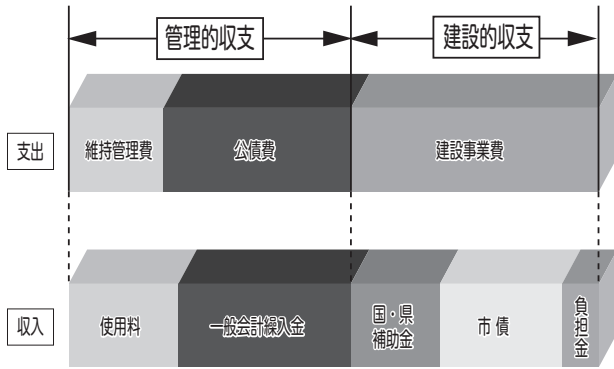


図1

新しい下水道使用料（1か月）

○従量制（量水器で計測する場合）

区 分	汚 水 量	使 用 料
基本料金	8㎡まで	1,260 円
超過料金 (1㎡につき)	8㎡～16㎡	151.2 円
	16㎡～25㎡	182.7 円
	25㎡～50㎡	199.5 円
	50㎡～100㎡	220.5 円
	100㎡～200㎡	243.6 円
	200㎡～500㎡	264.6 円
	500㎡～	289.8 円

○人数制（量水器で計測しない場合）

世帯区分	使 用 料
1人世帯	1,896 円
2人世帯	3,020 円
3人世帯	4,144 円
4人世帯	5,268 円
5人世帯	6,392 円
6人世帯	7,516 円
7人以上	8,640 円

おたすね

下水道管理課
TEL 22226

上下水道料金改定の説明会開催日程

開催日	場 所
11月4日（木）	多伎コミュニティセンター
11月5日（金）	市役所 佐田支所 3階
11月8日（月）	朝山コミュニティセンター 塩冶コミュニティセンター
11月9日（火）	長浜コミュニティセンター 湖陵コミュニティセンター
11月10日（水）	東コミュニティセンター 市役所 平田支所 教育会館
11月11日（木）	大津コミュニティセンター 神門コミュニティセンター
11月12日（金）	四絡コミュニティセンター 大社健康福祉センター 燦プラザ大社
11月15日（月）	西田コミュニティセンター

※時間は、いずれも19時～20時を予定しています

【改定のポイント】

- ①従量制（量水器で計測する場合）の基本料金と超過料金の汚水量区分を、上水道と同じ水量区分とすることにより、全体を7区分から8区分に改めます。
- ②一般会計からの繰入金と使用料のバランスを考慮し、維持管理費と公債費に必要な収入の5割程度を使用料収入でまかないます。
- ③基本料金を約5%、平均改定率11.27%の引き上げを行います。
- ④人数制の改定率を従量制の基本料金と同じ平均5%引き上げます。